「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の 証明による被扶養者認定の取扱いの恒久化について

○認定中の被扶養者で毎月の収入が変動する者の場合

3ヵ月平均の収入確認時に108,334円※以上の場合であっても、それが「一時的な収入変動のケース」に該当する場合は、本人確認において、引き続き被扶養者認定を可能とします。

なお、本組合が収入確認を行うのは、毎年行う被扶養者資格確認届書の調査時 となります。

※19 歳以上 23 歳未満 (配偶者は除く) の者は 125,000 円、60 歳以上または 障害年金等の受給者は 150,000 円

一時的な収入変動のケース(引続き被扶養者認定が可能)

- ① 当該事業所の他の従業員が退職(休職)したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ② 当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
- ③ 突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース

一時的な収入変動のケースにあてはまらないもの(取消手続きが必要)

- ① 基本給が上がった場合
- ② 恒常的な手当が新設された場合